

各位

2026年4月27日
株式会社ストラテジックキャピタル
代表取締役 丸木強
MAIL : info@stracap.jp

ノリタケ株式会社（東証プライム：コード5331）への株主提案及び特集サイトの開設について

弊社は、INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP（以下「ファンド」といいます。）と投資一任契約を締結しており、ファンド及び弊社（以下「SC」又は「提案株主」と総称します。）は、ノリタケ株式会社（以下「当社」又は「ノリタケ」といいます。）の株式を約9%保有しています。

ノリタケの株価バリュエーションは長期にわたり低迷し、過去15年間のPBRは森村グループの他社、及びTOPIXに対し、常に劣後しています。また、自己資本比率が高すぎることで、不採算事業を放置していること、及び政策保有株式の縮減が遅れていること等、資本効率・ガバナンス面で複数の問題を抱えています。

当社の株主価値を向上させるため、SCは今般、当社に対し、来る6月開催予定の当社の定時株主総会において株主提案権を行使する書面を送付いたしましたので、本件を下記のとおり公表いたします。

詳細な説明は、特集サイト（<https://stracap.jp/5331-NORITAKE/>）をご参照ください。

記

SCが提案する議題及びその概要

議題1. 剰余金の配当等の決定機関に係る定款一部変更の件

（概要）期末配当の決定機関を株主総会とするように定款を変更すること。

議題2. 剰余金を処分する件

（概要）DOE8%の配当を行うこと。

議題3. 事業ポートフォリオ計画の策定及び開示に係る定款一部変更の件

（概要）各事業の資本効率・資本コストを踏まえて事業ポートフォリオ計画を策定すること、不採算事業の対応方針を検討すること等を定款に記載すること。

議題4. 政策保有株式の売却に係る定款一部変更の件

（概要）政策保有株式を2029年3月末までに全て売却するように定款に記載すること。

議題5. 株式分割に係る定款一部変更の件

（概要）株式分割を株主総会の決議事項とするように定款を変更すること。

議題6. 株式分割及び株式分割に伴う発行可能株式総数に係る定款一部変更の件

（概要）1：3の株式分割を行うこと、及び発行可能株式総数を2億株とするように定款を変更すること。

以上

SCが提案する議題の内容（全文）及び理由（全文）

[1] 提案する議題の内容（全文）

1. 剰余金の配当等の決定機関に係る定款一部変更の件
現行の定款の第35条及び36条を以下のとおり変更する。

現行定款

（剰余金の配当等の決定機関）

第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）

第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

②当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

変更案（下線は変更部分を示す）

（剰余金の配当）

第35条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

②前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第36条 削除

2. 剰余金を処分する件

「議案1. 剰余金の配当等の決定機関に係る定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、以下の通り剰余金の配当を行う。

期末配当に関する事項

（1）配当財産の種類

金銭

（2）配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

第145期末における1株当たり純資産（発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定した数値をいう。）の金額（小数点以下切り捨て。以下同じ。）に0.08を乗じた金額から、第145回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく普通株式1株当たり配当金額及び当社定款35条に基づいて第145回定時株主総会の開催日までに2026年3月期末の剰余金の処分（処分の予定を含む。）として当社取締役会が決定した普通株式1

株当たりの配当金額（以下合わせて「会社配当金額」という。）を控除した金額を、会社配当金額に加えて配当する。

なお、配当総額は、当社の第145回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

（3）剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第145回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第145回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

3. 事業ポートフォリオ計画の策定及び開示に係る定款一部変更の件

現行の定款に以下の条文を新設する。

第7章 事業ポートフォリオ計画

（事業ポートフォリオ計画）

第37条 当社は、当社が営む各事業（工業機材事業、セラミック・マテリアル事業、エンジニアリング事業、食器事業を含むがこれに限られない。）の資本効率・資本コストを踏まえ、事業ポートフォリオ計画を策定する。

②前項の計画において、資本効率が資本コストを下回る事業については、撤退を含めた対応方針を策定する。

③当社は、事業年度毎に、事業別のROI C目標及び、第1項及び第2項の進捗状況を統合報告書等において開示する。

4. 政策保有株式の売却に係る定款一部変更の件

現行の定款に以下の条文を新設する。

第8章 政策保有株式

（政策保有株式の売却）

第38条 当社が、本条を追加する定款変更の効力発生日現在、政策保有目的で保有している株式は、速やかに売却を進め、2029年3月末までに全て売却するものとする。

5. 株式分割に係る定款一部変更の件

現行の定款に以下の条文を新設する。

第9章 株式分割

（株式分割）

第39条 当社は、株主総会の決議をもって、株式分割を行うことができる。

6. 株式分割及び株式分割に伴う発行可能株式総数に係る定款一部変更の件

（1）「議案5. 株式分割に係る定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社普通株式について、以下のとおり株式分割を行う。

ア 分割割合 1株につき3株の割合とする

- イ 分割の基準日 当社の第145回定時株主総会の開催日の翌営業日から起算して3週間後の日
- ウ 分割の効力発生日 基準日の翌日

(2) 会社法第184条第2項の規定に基づき、株式分割の効力発生日をもって、当会社定款第6条を下記の通り変更する。

現行定款

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、15,900万株とする。

変更案(下線は変更部分を示す)

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2億株とする。

[2] 提案する議題の理由(全文)

1. 剰余金の配当等の決定機関に係る定款一部変更の件

当社は、配当を株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めるものとしているが、当社の株価は長期的に低迷しており、取締役会が株主価値の向上に資する資本政策を行っているとは言い難い。

当社の中期経営計画における配当方針は「配当性向35%以上」となっているが、当社の自己資本比率は2025年12月末時点で、71%と非常に高く、これ以上自己資本を増加させてもROEが低下するだけである。

当社のPBRは過去20年間で一度もTOPIXのPBRを超過したことがないが、提案株主は、自己資本比率が高すぎることで資本コストが上昇すると共に、ROEが低迷していることがこの一因であると考えている。

そのため、配当の決定機関を株主総会とすることでガバナンスを改善させると共に、ROE向上、株主資本コスト低下等、株主価値の向上に資する資本政策へ転換すべきである。

2. 剰余金を処分する件

本件は、自己資本の8%を配当金とすることを企図した提案である。

前号議案の提案理由で述べた通り、当社は株価バリュエーションの改善に向け、自己資本比率を縮減する必要がある。

そのため、当社の株主還元方針は現在、「配当性向35%以上」「総還元性向50%以上」となっているが、これでは不十分であり、株主還元方針を「DOE8%、配当性向100%(年度に応じて配当金額の大きい方を採用)」へ変更していただきたい。

ROEが8%に満たない場合は、配当性向が100%を超えることとなるが、これにより徐々に自己資本を圧縮し、資本効率の改善を図ると共に、安定した株主還元を行っていく方針を示すべきである。

3. 事業ポートフォリオ計画の策定及び開示に係る定款一部変更の件

当社の事業セグメントは、「工業機材」「セラミック・マテリアル」「エンジニアリング」「食器」に分かれているが、このうち「工業機材」は資本効率が資本コストを下回る状況が継続しているほか、「食器」に至っては、過去10期のうち9期が赤字である。

当社は、2024年度から事業別のROIC目標を設定し、事業ポートフォリオの見直しを行っていく方針を示しているが、ROIC目標は開示されていない。

また、当社の中期経営計画における事業ポートフォリオ転換に向けた取組は、極めて漠然とした内容しか開示されておらず、不採算事業の対応方針も十分に検討されているとは言い難い。

そこで、資本効率、資本コストの観点から事業ポートフォリオ計画を策定し直し、不採算事業については撤退を含めた対応を加速すべきである。また、社内で管理している事業別ROIC目標、及びその達成に向けた進捗状況を開示し、資本コストの低下を図るべきである。

4. 政策保有株式の売却に係る定款一部変更の件

当社の2025年3月末時点の政策保有株式の保有残高は純資産の20%近い水準であり、2025年12月末時点ではその比率が更に高まっていることが想定される。

2025年6月の当社定時株主総会において、東山社長の取締役選任議案の賛成率は僅か66.95%に留まったが、これは当社の安定株主比率を考慮すると相当低い水準である。機関投資家の反対票のうち、大半の理由が政策保有株式に係るものとなっている。

当社が保有する政策保有株式のうち、保有額の上位4社は森村グループ3社（TOTO、NGK、日本特殊陶業）及び三菱UFJフィナンシャル・グループとなっている。これらの保有先との取引状況を考慮すると、安定株主の維持が目的か、又は過去の経緯から漠然と保有を継続しているとしか考えられない。

政策保有株式は様々な問題点が指摘されており、当社は売却ペースを大幅に加速すると共に、可及的すみやかに全て売却すべきである。

5. 株式分割に係る定款一部変更の件

当社株式の投資単位は、2026年2月末現在で約70万円と極めて高い。当社は2026年4月1日を効力発生日として1株を2株に分割することを発表したが、この対応を行った後でも投資単位は30万円を超過している。また、当社の株価バリュエーションを考慮すると、今後さらに株価を上昇させていく必要がある。

一方で、東京証券取引所が個人投資家に行ったアンケートによると、理想的な投資単位の水準については、10万円から20万円とする投資家が多いため、また、株式分割を実施した上場企業は個人株主数が大きく増加したことが示されている。

個人投資家の増加は流動性改善にも寄与するため、当社は更なる株式分割を行い、個人投資家が理想とする投資単位に変更すべきであり、株主総会において株式分割を決議できるよう、定款を変更することを提案する。

6. 株式分割及び株式分割に伴う発行可能株式総数に係る定款一部変更の件

前号議案の提案理由のとおり、株式分割は個人投資家の投資環境の整備、及び当社株式の流動性向上に資するものであるため、前号議案の提案に係る定款変更が可決された場合に、普通株式1株につき3株

とすることを提案するものである。

以上